

平成九年大蔵省令第九十六号

外送金等に係る調書の提出等に関する法律  
施行規則

金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律百六十号）第二条第四号、第五号及び第七号、第三条第一項並びに第四条第一項及び第二項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第五条第一項及び第三項、第七条、第八条第二項並びに第九条第一項の規定に基づき、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則を次のようく定める。

**第一条** この省令において、「国内」、「国外」、「金融機関」、「国外送金」、「国外からの送金等の受領」、「本人口座」、「金融商品取引業者等」、「有価証券」、「国内証券口座」、「国外証券口座」、「電子決済手段等取引業者」、「電子決済手段等取引業者」、「電子決済手段勘定」、「国外電子決済手段勘定」又は「国外財産」とは、それぞれ内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第二百十号。以下「法」という。)第一条に規定する国内、国外、金融機関、国外送金、国外からの送金等の受領、本人口座、金融商品取引業者等、有価証券、国内証券口座、国外証券口座、電子決済手段等取引業者、電子決済手段勘定、国外電子決済手段勘定又は国外財産をいう。

卷之三

**第一条** この省令において、「国内」、「国外」、

第三章	第二章の三国外電子決済手段移転等に係る告 知書及び調書の提出等（第十一条 の六—第十二条の十）
第四章	国外財産に係る調書の提出等（第十二 条—第十四条）
第五章	財産債務に係る調書の提出等（第十五 条—第十七条）

## 第二章の二国外証券移管等に係る告知書及び 開示の提出等（第一一〇条の二 第二〇〇条）

旨次  
する法律施行規則を次のように定める。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 非居住者 所得税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する非居住者をいう。

二 内国法人 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第一項第五号に規定する内国法人をいう。

三 外国法人 法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。

（輸入貨物等に係る書類の範囲）

第二条 法第二条第四号及び第五号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 荷為替手形

二 次に掲げるいずれかの書類及びインボイス等が添付されている受取証書

イ 船荷証券

ロ 航空運送状

ハ イ又はロに掲げる書類に準ずるもの（国内に住所を有しない者の確認すべき居所地等）

第三条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号。以下「令」という。）第三条に規定する財務省令で定める者は、金融機関の同条に規定する営業所等（以下この条において「営業所等」という。）の長が、令第三条に規定する預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定される者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあっては、第四項に規定する場所。以下この条において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいふ。以下同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいふ。以下同じ。）その他の事項を記載した帳簿（その者の令第五条第一項各号に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等（法第三条第十一項に規定する署名用電子証明書等をいふ。以下この条において同じ。）の送信を受け、又は令第五条第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合における当該預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定される者（その者の氏名若しくは

2 金融機関の営業所等の長が前項に規定する帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 令第五条第一項各号に定める書類のいずれかの提示若しくは署名用電子証明書等の送信をし、又は同条第四項の規定による確認を受けた者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二 当該提示若しくは送信を受け、又は令第五条第四項の規定による確認をした年月日及び当該提示を受けた前号の書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受け、若しくは当該確認をした旨(次条第五項の規定による確認を受けた法人にあっては、当該提示を受けた年月日及び同号の書類の名称並びに当該確認をした旨)

三 その他参考となるべき事項  
前項の金融機関の営業所等の長は、同項の帳簿を、当該帳簿の閉鎖日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

4 法第二条第六号に規定する財務省令で定める場所は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に居所を有する個人 当該個人の居所地

二 恒久的施設(所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設をいう。以下この号及び次号において同じ。)を有する非居住者(前号に掲げる者を除く。)当該非居住者の恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(これらが二以上あるときは、そのうち主たるものとする。)の所在地又は居所地

三 恒久的施設を有しない非居住者(第一号に掲げる者を除く。)当該非居住者の国外にある住所地又は居所地

四 恒久的施設(法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設をいう。次号において同じ。)を有する外国法人 当該外国法人の同法第十七条第一号に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるもの(これらが二以上あるときは、そのうち主たるものとし、当該外国法人が会社法(平成十七年法律第八十

六号)第九百三十三条第一項又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十七条第一項の規定による登記をしているときは当該登記をしている事務所、事業所その他これらに準ずるものとする。)の所在地

五 恒久的施設を有しない外国法人 当該国外法人の国外にある本店又は主たる事務所の所在地

金融機関の営業所等の長が法第二条第六号の確認を行う場合において、令第三条に規定する預金若しくは貯金の口座又は勘定を開設し、又は設定する者が法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託(以下「法人課税信託」という。)の受託者であり、かつ、当該口座又は勘定が当該法人課税信託に係るものであるときは、令第三条の規定による照合は、当該法人課税信託の受託者から提示を受けた次条第八項の規定により読み替えられた同条第一項又は第三項に規定する書類に記載された当該受託者の氏名又は名称、令第三条に規定する住所(以下この項において「住所」という。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。)並びに当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された同法第四条の三第一号に規定する営業所(以下「受託営業所」という。)と、当該口座又是勘定の名義人とした者(以下この項において「口座名義人」という。)の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号並びに当該口座名義人に係る法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所とを照合することにより行うものとする。

令第三条の三に規定する財務省令で定める者は、金融商品取引業者等の営業所等の長が、同条に規定する国内証券口座が開設される者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿(その者の令第五条第一項各号に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は令第九条の三第二項の規定による確認をして作成されたものに限る。)を備えている場合における当該国内証券口座が開設される者(その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されていりその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番

号若しくは法人番号と異なるものを除く。)とする。

8 第二項及び第三項の規定は、金融商品取引業者等の営業帳簿について準用する。  
7 第五項の規定は、金融商品取引業者等の営業

所等の長が法第二条第十三号の確認を行う場合において、国内証券口座を開設する者が法人課税信託の受託者であり、かつ、当該国内証券口座が当該法人課税信託に係るものであるときにおける令第三条の三の規定による照合について準用する。

は、電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、同条に規定する国内電子決済手段勘定が設定される者の氏名又は名称、住所及び個人番号等の送信を受け、又は令第九条の七第二項の規定による確認をして作成されたものに限る。)を備えている場合における当該国内電子決済手段勘定が設定される者(その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されている者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。)とする。

第二項及び第三項の規定は、電子決済手段等取引業者の営業所等の長が作成する前項に規定する帳簿について準用する。

第五項の規定は、電子決済手段等取引業者の営業所等の長が法第二条第二十号の確認を行う場合において、国内電子決済手段勘定を設定する者が法人課税信託の受託者であり、かつ、当該国内電子決済手段勘定が当該法人課税信託に係るものであるときにおける令第三条の四の規定による照合について準用する。

第二章 国外送金等に係る告知書及び調査の提出等

第四条 令第五条第一項第一号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類(その者の氏名及び住所(国内外に住所を有しない者にあっては、前条第四項第一号から第三号までに規定する場所。次項において同じ。)の記載のあるものに限る。)とする。

定による照合について準用する

## 第二章 国外送金等に係る告知書及び調査の提出等

**第四条** 令第五条第一項第一号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（その者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、前条第四項第一号から第三号までに規定する場所。次項において同じ。）の記載のあるものに限る。）とする。

一　国内に住所を有する個人（第三号に掲げるいずれかの書類を除く。）当該個人の次に掲げるいずれかの書類

イ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードで令第五条第二項に規定する金融機関の営業所等の長（以下「金融機関の営業所等の長」という。）に提示する日において有効なもの

ロ　住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。次項第二号において同じ。）で、当該個人の個人番号の記載のあるもの（金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）及び住所等確認書類で次項第一号及び第二号に掲げる書類以外のもの

二　国内に住所を有しない個人（次号及び第四号に掲げる者を除く。）住所等確認書類（次項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。以下この号において同じ。）（個人番号を有する者にあっては、当該住所等確認書類及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項に規定する還付された個人番号カード）

三　番号既告知者（令第五条第二項（令第九条の三第四項又は第九条の七第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は前条第一項、第六項若しくは第九項の規定に該当する個人をいう。第九項において同じ。）住所等確認書類（国内に住所を有しない個人にあっては、次項第一号及び第二号に掲げる書類を除く。）

四　非居住者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百三十九号）の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券（同法第二条第五号に規定する旅券をいう。以下この号及び次項第七号において同じ。）又は許可書に記載された期間が九十日を超えないと認められる者に限る。）当該非居住者の旅券又は同条第六号に規定する乗員手帳で金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの（当該非居住者の氏名の記載のあるものに限る。）

2 前項に規定する住所等確認書類とは、次に掲げる書類（当該個人の氏名及び住所又は前条第四項第一号から第三号までに規定する場所の記載のあるものに限る。）をいう。

一 前項第一号イに掲げる個人番号カード

二 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次号において同じ。）

三 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書

四 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

五 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的の障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

六 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なものに限る。）又は同法第一百四条の四第五項（同法第一百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）

七 旅券で金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの

八 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの

九 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二

十 前各号に掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあっては、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限る。）

令第五条第一項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。次項において同じ。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法人番号を有する法人 当該法人の次に掲げるいづれかの書類

イ 法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限る。ロ及び次項第三号において同じ。）で、金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの

ロ 法人番号通知書（イに掲げるものを除く。）及び法人確認書類

ハ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。ハにおいて同じ。）と当該法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次項第三号において「法人番号印刷刷書類」という。）及び法人確認書類

一 令第五条第二項（令第九条の三第四項又は第九条の七第四項の規定により読み替えて適用する日前六月以内のものに限る。）

4

用する場合を含む。)の規定若しくは前条第一項、第六項若しくは第九項の規定に該当する法人又は法人番号を有しない法人(これら)の法人確認書類。

前項に規定する法人確認書類とは、次の各号に掲げる法人的区分に応じ當該各号に定める書類(その法人の名称及び住所(第三号)に定める書類にあっては、前条第四項第四号又は第五号に規定する場所)の記載のあるものに限る。)

一 内国法人(人格のない社団等を除く。) 当

該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該内国法人の設立の登記に係る登記事

項証明書(当該内国法人が設立の登記をし

てないときは、当該内国法人を所轄する

行政機関の長の当該内国法人の名称及び本

店又は主たる事務所の所在地を証する書

類)若しくはこれらの書類の写し、印鑑証

明書又は法令の規定に基づき官公署から送

付を受けた許可、認可若しくは承認に係る

書類(金融機関の営業所等の長に提示する

日前六月以内に交付又は送付を受けたもの

に限る。)

ロ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証

明書又は社会保険料(所得税法第七十四条

第二項各号に掲げる保険料、納付金又は掛

金をいう。)の領収証書(領收日付又は發

行年月日の記載のあるもので、その日が金

融機関の営業所等の長に提示する日前六月

以内のものに限る。)

二 人格のない社団等(国内に主たる事務所を

有するものに限る。)当該人格のない社団等

の次に掲げるいずれかの書類

イ 当該人格のない社団等の定款、寄附行

行為、規則又は規約(名称及び主たる事務所

の所在地に関する事項の定めがあるものに

限る。)の写しで、その代表者又は管理人

の前号に掲げる書類

三 外国法人 当該外国法人の次に掲げるい

れかの書類

イ 当該外国法人の会社法第九百三十三条第一項若しくは民法第三十七条规定による登記に係る登記事項証明書又は印鑑証明書(金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に交付を受けたものに限る。)

ロ 第一号に掲げる書類

ハ 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの(金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあっては、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの)に限り、法人番号通知書、法人番号印刷書類並びにイ及びロに掲げる書類を除く。)

五 法第三条第一項に規定する国外送金等(以下「国外送金等」という。)をする法人が同項の告知書を提出する際、当該国外送金等に係る当該

告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、電気通信回線による登記情報の

提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十

六号、第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該国外送金等をする法人の名

称及び住所と同じであるとの確認をした場合

には、当該国外送金等をする法人は、当該金融機関の営業所等の長は、令第五条第三項の規定による前項に規定する法人確認書類の提示をし

たものとみなす。この場合において、当該金融機関の営業所等の長は、当該告知書に当該確認をした旨を記載しておかなければならぬものとする。

六 前項の規定は、法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等(以下「国外証券移管等」という。)をする法人が同項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長に同項の告知書を提出する場合について準用する。この場合において、前項中「第五条第三項」とあるのは、「第一九条の三第一項」と読み替えるものとする。

七 第五項の規定は、法第四条の四第一項に規定する国外電子決済手段移転等(以下「国外電子決済手段移転等」という。)をする法人が同項に規定する電子決済手段等取引業者の営業所等の長に同項の告知書を提出する場合について準用する。この場合において、第五項中「第五条第三項」とあるのは、「第九条の七第一項」と読み替えるものとする。

八 法第三条第一項、第四条の二第一項又は第四条の四第一項の規定によりこれららの規定に規定する告知書を提出する者が法人課税信託の受託者である場合(当該法人課税信託に係るこれららの規定に規定する国外送金等、国外証券移管等

又は国外電子決済手段移転等について当該告知書を提出する場合に限る。)における第一項又は第三項の規定の適用については、第一項及び第三項中「に定める書類」とあるのは、「に定める書類及び法人課税信託の信託契約その他これらに類する書類(当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地の記載があるものに限る。)」とする。

九 法第三条第一項に規定する財務省令で定める書類及び法人課税信託の信託契約その他これらに類する書類(当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地の記載があるものに限る。)と定めるのは、「に定める書類及び法人課税信託の信託契約その他これらに類する書類(当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地の記載があるものに限る。)」とする。

一〇 第一号に掲げる者以外の者は、次に掲げる者とする。

一一 一、国外送金等をする前に当該国外送金等に係る金融機関の法第二条第六号に規定する営業所等を通じてした他の国外送金等につき当該

告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長の所得税法第二百二十四条第一項又は第二項の規定による確認を受けた者

一一 前号に掲げる者に該当する者以外の者で、法第三条第一項の告知書の提出を受けた金融機関の営業所等の長の所得税法第二百二十四条第一項又は第二項の規定による確認を受けた者

一二 一、令第五条第五項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

二、国外送金等をする前に当該国外送金等に係る金融機関の法第二条第六号に規定する営業所等を通じてした他の国外送金等につき当該

告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長の所得税法第二百二十四条第一項又は第二項の規定による確認を受けた者

五 その他参考となるべき事項

（託に係るものである場合に限る。）には、当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

三 法第三条第一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 国外からの送金等の受領をする者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二 国外からの送金等の受領をする者が国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所

三 国外からの送金等の受領をする者が法人課税信託の受託者である場合（当該国外からの送金等の受領が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。）には、当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

四 その他参考となるべき事項

（銀行業を営む者に準ずるもの範囲等）

第七条 令第七条第二項に規定する財務省令で定める者は、公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第百十三号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第二条の規定による廃止前の国際郵便為替規則（平成十五年総務省令第十号）第一条第一号に規定する交換国又は公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令附則第七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第二条の規定による廃止前の国際郵便振替規則（平成十五年総務省令第十二号）（次項において「旧国際郵便振替規則」という。）第一条第一号に規定する交換国における我が国の郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）に相当する者とする。

二 令第七条第二項に規定する財務省令で定める我が国の郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）に相当する者とする。

三 令第七条第二項に規定する財務省令で定めるものは、前項に規定する振替口座に相当する口座の預り金とする。（為替取引を行つた日）

に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる日とする。

一　国外送金の場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日

イ　本人口座その他の預金若しくは貯金の口座又は勘定（以下この条において「本人口座等」という。）からの振替によりされる国外送金又は本人口座等からの令第七条第三項に規定する預金等（以下この号において「預金等」という。）の払出し又は勘定の残高の払戻しによりされる国外送金（当該預金等の払い出し又は勘定の残高の払戻しの請求と当該国外送金の依頼とが同時に行われるものに限る。）で国外における当該国外送金の受領が金銭をもつてされるものの場合　金融機関の営業所等の長が当該国外送金に係る金銭として当該本人口座等から預金等を払い出した日又は勘定の残高を払い戻した日

ロ　イに掲げる国外送金以外の国外送金の場合　金融機関の営業所等の長がその顧客から当該国外送金に係る金銭を受領した日

二　国外からの送金等の受領の場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日

イ　本人口座等においてされる国外からの送金等の受領の場合　金融機関の営業所等の長が当該国外からの送金等の受領に係る金銭を当該本人口座等に払い込んだ日

ロ　イに掲げる国外からの送金等の受領以外の国外からの送金等の受領の場合　金融機関の営業所等の長が当該国外からの送金等の受領に係る金銭をその受取人に払い渡した日

（国外送金等に係る外国通貨の本邦通貨への換算のため用いられる外国為替相場）

**第九条**　令第八条第二項に規定する財務省令で定める外国為替相場は、国外送金等に係る外国通貨を本邦通貨へ換算するために用いられる外国為替相場として財務大臣が定める外国為替相場とする。

一　その国外送金をした顧客の氏名又は名称及

2　財務大臣は、前項の定めをしたときは、これを告示する。

（国外送金等調書の記載事項）

**第十条**　法第四条第一項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

番号を有しない者にあつては、氏名又は名称。次項第一号において同じ。)

二 その国外送金をした顧客の住所（国内に住所を有しない者にあつては、第六条第一項に規定する場所。次項第二号において同じ。）

三 その国外送金をした年月日

四 その国外送金に係る法第三条第一項の告知書に記載されている第六条第二項に規定する送金原因

五 その国外送金に係る法第三条第一項の告知書に記載される銀行業を営む者の国外にある営業所又は事務所の名称

六 その国外送金に係る為替取引の相手国名

七 その国外送金に係る為替取引に係る令第七条第二項に規定する銀行業を営む者の国外における営業所又は事務所の名称

八 その国外送金に係る為替取引が法第三条第一項に規定する取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長による同項に規定する取次ぎその他他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称

九 その国外送金に係る法第三条第一項の告知書に記載されている第六条第二項第四号に規定する納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。次項第九号において同じ。）

十 その国外送金に係る法第三条第一項の告知書に記載される銀行業を営む者の国外における営業所又は事務所の名称

十一 その国外送金に係る法第四条第一項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 その国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称及び個人番号

二 その国外からの送金等の受領をした顧客の住所（国外からの送金等の受領がその者の本人口座においてされた場合には、住所又は当該本人口座が開設されている金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該本人口座の種類及び番号）

三 その国外からの送金等の受領の金額

四 その国外からの送金等の受領をした年月日

五 その国外からの送金等の受領をした銀行業を営む者の氏名又は名称

八 その国外からの送金等の受領に係る相手  
國名

九 その国外からの送金等の受領に係る法第三条第一項に規定する取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長による同項に規定する取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の名称

九 その国外からの送金等の受領に係る法第三条第一項の告知書に記載されている第六条第三項第一号に規定する納稅管理人の氏名及び住所

十 その国外からの送金等の受領に係る法第三条第一項の告知書に記載されている第六条第三項第三号に規定する法人課税信託の名称及び法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

十一 その他参考となるべき事項

十二 金融機関は、銀行業を営む者が自己又は銀行業を営む他の者を支那人として振り出す小切手等に基づく取立てによる国外からの送金等の受領に係る法第四条第一項に規定する国外送金等調書（次条において「国外送金等調書」という。）については、前項第五号に掲げる事項の記載を要しないものとする。

（国外送金等調書の提出方法等）

第十二条 法第四条第二項に規定する財務省令で定めることにより算出した数は、同項の金融機関が提出すべき国外送金等調書の枚数を国外送金等ごとに計算した数とする。

（国外送金等調書の提出をすべき者が法第四条第二項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項、第四項及び第六項第三号において「記載事項」といいう。）を同条第二項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定により、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第四項及び第六項の規定の例による。

法第四条第二項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる方針とする。

二　一　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の定めるところにより記載事項を送信する方法  
二　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第二項の定めるところにより、同項に規定する特定ファイルに記載事項を記録し、かつ、税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

前項第二号に掲げる方法により記載事項の提供を行う者は、同号に規定する特定ファイルに記録した記載事項を国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

法第四条第二項第一号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

令第九条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

二　令第九条第一項の申請書の提出をする金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該金融機関の法人番号

三　記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四　法第四条第二項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

五　その他参考となるべき事項

法第四条第四項に規定する財務省令で定める税務署長は、令第九条第一項の所轄の税務署長への申請に基づく同条第二項又は第三項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とす。

二　第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調査の提出等

(国外証券移管等に係る告知書の提出に係る確認書類の提示を要しない者の範囲等)

**第十一條の二**　令第九条の三第三項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　国外証券移管等をする前に当該国外証券移管等に係る金融商品取引業者等の営業所等を通じてした他の国外証券移管等につき当該金融商品取引業者等の営業所等の長の法第四条の二第一項の規定による確認を受けた者

二 前号に掲げる者に該当する者以外の者で、法第四条の二第一項の告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長の所得税法第二百二十四条第一項若しくは第二項、第二百二十四条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条の四の規定による確認を受けた者

三 国内に住所を有する個人（前二号に掲げる者に該当する個人を除く。）で、法第四条の二第一項の告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長の所得税法第十一条第五項（租税特別措置法第四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた者

（国外証券移管等に係る告知書の記載事項）

第十一條の三 法第四条の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 國外証券移管等の依頼をする者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者については、第六条第一項に規定する場所。以下この号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者は、法第九条の三第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第二項の規定に該当する個人にあっては、氏名又は名称及び住所）の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）の内容

三 國外証券移管等の依頼をする者が国税通則法第一百七条第二項の規定による納税管理人届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

四 國外証券移管等の依頼をする者が法人課税信託の受託者である場合（当該國外証券移管等が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。）には、当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

五 その他参考となるべき事項

（国外証券移管等調査の記載事項）

第十一條の四 法第四条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす

二 その国外証券移管等をした顧客の住所（国内に住所を有しない者にあっては、第六条第一項に規定する場所）

三 その国外証券移管等をした有価証券の種類、銘柄及び數又は額面金額

四 その国外証券移管等をした年月日

五 その国外証券移管等に係る法第四条の二第一項の告知書に記載されている前条第二号の国外証券移管等の原因となる取引又は行為の内容

六 その国外証券移管等に係る国外証券口座を開設された金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するものの名称

七 前号の国外証券口座を開設している者の氏名又は名称

八 その国外証券移管等に係る相手国名

九 その国外証券移管等に係る法第四条の二第一項の告知書に記載されている前条第三号に規定する納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

十 その国外証券移管等に係る法第四条の二第一項の告知書に記載されている前条第四号に規定する法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

十一 その他参考となるべき事項  
(国外証券移管等調書の提出方法等)

**第二章の三 国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等**

**第十一條の五 第十一条の規定は、法第四条の三第二項において準用する法第四条第二項から第五項までの規定又は令第九条の五において準用する令第九条の規定を適用する場合について準用する。**

**第十一條の六 令第九条の七第三項に規定する時務省令で定める者は、次に掲げる者とする。**

一 国外電子決済手段移転等をする前に当該事業所等を通じてした他の国外電子決済手段移転等につき当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長の同項の規定による確認を受けた者

二 前号に掲げる者に該当する者以外の者で、法第四条の四第一項の告知書の提出を受ける同項に規定する電子決済手段等取引業者の営業所等の長の所得税法第二百二十四条第一項若しくは第二項、第二百二十四条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条の四の規定による確認を受けた者

第三条第二項及び第三項の規定は、法第四条第一項に規定する電子決済手段等取引業者の営業所等の長が令第九条の七第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第二項の規定により作成する帳簿について準用する。（国外電子決済手段移転等に係る告知書の記載事項）

第十一条の七 法第四条の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 国外電子決済手段移転等の依頼をする者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者は、第六条第一項に規定する場所。以下この号において同じ。）及び個人番号を有しない者又は法人番号（個人番号及び法人番号を読み替えて適用する令第五条第二項の規定により該当する個人にあっては、氏名又は名称及び住所）

二 国外電子決済手段移転等の原因となる取扱い又は行為の内容

三 国外電子決済手段移転等の依頼をする者が國税通則法第一百七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合は、居所）

四 国外電子決済手段移転等の依頼をする者が法人課税信託の受託者である場合（当該国が電子決済手段移転等が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。）には、当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

五 その他参考となるべき事項

（国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額の本邦通貨への換算の方法）

第十一条の八 令第九条の九第二項第一号に規定する財務省令で定める方法は、国外電子決済手段移転等をした同号に掲げる電子決済手段の価額をその表示される外国通貨の金額とみなす。









行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日 財務省令第一二三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十三条第一号の改正規定及び第十六条第一号の改正規定は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）

3 第四条第五項の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項に規定する告知書を提出する場合について適用する。

4 通知カード所持者が施行日以後に提示する当該通知カード所持者に係る通知カード及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第四号（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年五月二十五日）から施行する。（経過措置）

5  
通知カード所持者であつて、施行日前に当該事項に変更があつたものが、改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第四項後段（同条第五項後段において準用する場合を含む。）の規定による措置を受けない場合には、前三項の規定は、適用しない。

附 則（令和二年六月三〇日財務省令第五六号）抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。  
月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日財務省令第八二号）抄  
(二四号)  
この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一二月二七日財務省令二七号）  
(二七号)  
この省令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年一月十一日）から施行する。  
(経過措置)  
（施行期日）

1  
国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における改正後の内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「掲げる書類」ことあるいは、「掲

別表第二

備考

- この調査は、法第5条第1項に規定する国外財産調査について使用すること。
- この調査の各種の記載は、別表第一によること。
- 税務第一課から本省までに渡る財産の取得根拠については、この調査の「根拠」の欄の上段に外報として、捺印すること。  
（外報とは小冊子等に記載したもの。）

### 別表第三（第十五条関係）

財産債務調書の記載

区分	財産土地		財産		記載事項	備考
	(一)	(二)	(三)	(四)		
（八）未決済信用取引等に係る権利額並びに取得する。	（七）匿名組合契約の出資の持分	（六）有価証券	（五）預貯金	（四）現金	（三）山林	（二）建物
（八）未決済信用取引等に係る権利額並びに取得する。	（七）匿名組合契約の出資の持分	（六）有価証券	（五）預貯金	（四）現金	（三）山林	（二）建物
（一）種類別は、信用取引及び発行日取引の数量及び価額並びに銘柄の別とする。	（一）種類別は、匿名組合契約の出資の持分	（一）種類別は、有価証券	（一）種類別、用途別及び所在別	（一）用途別及び所	（一）用途別及び所	（一）用途別及び所
（二）用途別及び所在別	（二）用途別及び所在別	（二）用途別及び所	（二）用途別及び所	（二）用途別及び所	（二）用途別及び所	（二）用途別及び所
（三）用途別及び所在別	（三）用途別及び所在別	（三）用途別及び所	（三）用途別及び所	（三）用途別及び所	（三）用途別及び所	（三）用途別及び所
（四）用途別及び所在別	（四）用途別及び所在別	（四）用途別及び所	（四）用途別及び所	（四）用途別及び所	（四）用途別及び所	（四）用途別及び所
（五）用途別及び所在別	（五）用途別及び所在別	（五）用途別及び所	（五）用途別及び所	（五）用途別及び所	（五）用途別及び所	（五）用途別及び所
（六）用途別及び所在別	（六）用途別及び所在別	（六）用途別及び所	（六）用途別及び所	（六）用途別及び所	（六）用途別及び所	（六）用途別及び所
（七）用途別及び所在別	（七）用途別及び所在別	（七）用途別及び所	（七）用途別及び所	（七）用途別及び所	（七）用途別及び所	（七）用途別及び所
（八）用途別及び所在別	（八）用途別及び所在別	（八）用途別及び所	（八）用途別及び所	（八）用途別及び所	（八）用途別及び所	（八）用途別及び所

二 この表に規定する「預貯金」、「有価証券」、「公社債」、「投資信託」、「特定受益証券発行信託」又は「貸付信託」とは、所得税法第二条第一項に規定する預貯金、有価証券、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託又は貸付信託をいうこと。

三 この表に規定する「特定有価証券」とは所得税法施行令第百七十一条第一項に規定する有価証券をいい、「匿名組合契約の出資の持分」とは、所得税法第六十条の二第一項に規定する匿名組合契約の出資の持分をいい、「未決済信用取引等」とは同条第二項に規定する未決済信用取引等をいい、「未決済デリバティブ取引」とは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいうこと。

備考	債務 （十六） 借入金	債務 （十七） 未払金 （支払手 形を含 む。）	債務 （十八） その他の 種類別、用途 の別及び所在 別及び数量 及び金額	（十九） 種類別は、（十 六）及び（十七）に掲 げる債務以外の債務に ついて、前受金、預り 金等の適宜に設けた区 分とする。	（二十） 用途別は、一般用及 び事業用の別とす る。
る。					

別表第四

財務の会計帳	業務の会計帳
会計	会計

(会計 日本会計規格 A-4)

備考  
この表は、会計の会計と会計に記載する財務報告書について使用する。  
この表の各欄の範囲は、別表第3のこと。  
別表第3の会計と会計に記載する財務報告書について、この表の「会計の会計と会計」の欄の上部に記して、記載すること。  
会計と会計が記してあること、あわせて。